



# トップアンドコア通信

【令和3年6月30日号】

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種について、職域接種も始まっております。政府が「感染抑制の切り札」と推奨するワクチン接種ですが、法的な位置づけとしては「努力義務」に留まります。最終的には、接種を受ける本人が納得した上で判断することになる点、**企業が接種を強制しないよう注意が必要です。**厚生労働省でも、職場におけるいじめ・嫌がらせの相談窓口の開設および注意喚起が行われています。

## ■ 労災保険の特別加入制度の対象拡大（2021年4月1日～/9月1日～）

フリーランスで働く者等、労働者でない者については労災保険の強制加入の対象とはなっていないため、万が一の場合に公的な補償を受けられません。しかし、建設業の一人親方等のように、業務の実態や災害の発生状況からみて、労働者に準じて保護することがふさわしいとみなされる場合、労災保険の特別加入が認められます（**現状、中小事業主等、一人親方等、特定作業従事者、海外派遣者の4種**）。労働者災害補償保険法の改正により、以下の事業・作業が新たに対象範囲と認められることとなりました。



### ■ 2021年4月1日～

- ・ **芸能関係作業従事者**：放送番組、映画、劇場等における演芸その他の芸能の提供、演出、企画
- ・ **アニメーション制作作業従事者**：アニメーション制作にかかる作画、演出家、脚本家、編集等
- ・ **柔道整復師**：柔道整復師法に基づく「柔道整復師」の資格保有者で従業員を雇っていない方  
※従業員を雇っている方は、事業場の規模次第で「中小事業主」として特別加入が可能
- ・ **創業支援等措置に基づき事業を行う方**：高年齢者雇用安定法の65歳から70歳までの就業確保措置のうち「70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入」の対象者等

### ■ 2021年9月

- ・ 原動機付自転車又は自転車を使用して行う貨物の運送の事業  
※フードデリバリーサービスの宅配代行を行う個人など
- ・ 情報処理システムの設計等の情報処理にかかる作業



■ **契約形態に関わらず実態として「労働者」である場合、使用者は労災保険の手続きが義務であり、適正に手続きが行われない場合、追徴金や給付費用の徴収などが科されます。**

個人事業主等に業務依頼をしている事業主の皆さま

**！ 労災保険に関するご注意ください！**

**形式的には請負契約等により  
従事する個人事業主等でも**

契約形態にかかわらず  
実態で判断！

**実態として労働者である方を、事業主が使用した場合は、  
労災保険の成立手続を行う必要があります**

## ■グループ会社間の「在籍型出向」も「産業雇用安定助成金」の対象に

「産業雇用安定助成金」は、新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、出向元と出向先の双方に助成がされるものです。出向元と出向先の両方に要件があり、出向元が助成金の支給申請を出向先の分も合わせて行わなければならないなど、受給までのハードルが高い助成金ですが、**8月1日以降**、新たに「独立性が認められない子会社間等」も対象となる制度改正が行われました。

### 新たに助成金の対象となる「出向」

NEW



以下の項目全てを満たした出向が対象となります。

- 資本的・経済的・組織的関連性などからみて**独立性が認められない**事業主間で実施される出向  
(例)・子会社間の出向(両社の親会社からの出資割合を乗じて得た割合が50%を超える場合に限り)
  - ・代表取締役が同一人物である企業間の出向
  - ・親会社と子会社間の出向
  - ・「人事、経理、労務管理、労働条件等の決定への関与」や「常時の取引状況」などを総合的に判断し、独立性が認められないと判断される企業間の出向

※独立性が認められる事業主間で実施される出向の場合は、通常の助成率・助成額が適用されます。

- 新型コロナウイルス感染症の影響による雇用維持のために、**通常の配置転換の一環として行われる出向と区分して行われる出向**

- 令和3年8月1日以降に新たに開始される出向

※助成金を受けるにあたっての支給要件は、このリーフレットに記載されている以外にもあります。詳細は下記の「申請・お問い合わせ先」をご確認ください。

要注意！

※資本的・経済的・組織的関連性のない企業間の出向には、「出向初期経費助成」と「出向運営経費助成」の2種類がありますが、新たに対象となる出向においては「出向運営経費」は支給なし

## ■育児休業の延長を申請する際、保育所の手続きに注意！

育児休業給付金の支給対象期間**延長**の対象となるには、①職場復帰のために保育所等の入所を希望して申し込みをした、かつ、②子の1歳に達する日の翌日(誕生日)入所できない場合に限定されます。対象者が要件を理解できていないために**不支給**となる事例が問題となっています。

### 育児休業給付金の支給対象期間延長について

『保育が実施されない場合』の相談事例をご確認ください

1. 市区町村で保育所等の入所申し込みを行う
2. 入所申し込み時に  
入所希望日を1歳の誕生日以前とする

厚労省 HP のリーフレット裏面に事例が公表されています。

## 社会保険労務士法人トップアンドコア

【本社】 東京都新宿区西新宿 1-25-1 新宿センタービル 46F

TEL : 03-3349-8370

【名古屋支店】 愛知県名古屋市中村区名駅 1-1-1 JP タワー名古屋 7F

TEL : 052-589-8753

【福岡支店】 福岡県福岡市博多区住吉 1-2-25 キャナルシティ・ビジネスセンタービル 6F

TEL : 092-273-0503

E-mail : [contact@topandcore.or.jp](mailto:contact@topandcore.or.jp) <http://www.topandcore.com/>

